

商品先物取引検査実施要項

(制定：平成23年9月1日)

(最終改正：令和2年12月25日)

第1 趣旨

商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「商先法」という。）第86条の3第1項、第96条の21第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）、第96条の30第1項、第96条の33第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）、第96条の39第1項（商先法第96条の43において準用する場合を含む。）、第157条第1項及び第2項、第184条第1項、第231条第1項及び第3項、第240条の22第1項、第263条第1項、第322条第1項、第338条第1項（商先法第345条において準用する場合を含む。）並びに第349条第5項並びに商品先物取引法施行令（昭和25年 政令第280号）第57条並びに商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号。以下「商品ファンド法」という。）第30条第1項（商品ファンド法第37条において準用する場合を含む。）並びに商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成4年政令第45号）第14条並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第16条第1項の規定により農林水産大臣がその職員をして商品先物取引業者等に対して行わせる立入検査（以下「検査」という。）の実施は、農林水産省協同組合等検査規程（平成23年農林水産省訓令第20号）及び農林水産省協同組合等検査基本要綱（平成23年9月1日付け23検査第1号農林水産省大臣官房検査部長通知）によるほか、この要項の定めるところによる。

第2 定義

この要項において「商品先物取引業者」とは、商先法第2条第23項に規定する商品先物取引業者をいい、「商品先物取引業者等」とは、商先法第2条第4項に規定する商品取引所、その子会社（商先法第3条の2第3項に規定する子会社をいう。以下第2において同じ。）及びその会員等（商先法第2条第20項に規定する会員等をいう。以下同じ。）、同条第11項に規定する商品取引所持株会社及びその子会社、同条第18項に規定する商品取引清算機関及びその清算参加者（同条第19項に規定する清算参加者をいう。）、商品先物取引業者、同条第29項に規定する商品先物取引仲介業者、商先法第86条の2第1項に規定する対象議決権保有届出書の提出者、商先法第96条の21第1項に規定する株式会社商品取引所の主要株主、同条第2項に規定する株式会社商品取引所の保有基準割合以上100分の50以下の数の対象議決権を保有する金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社、

商先法第96条の29に規定する対象議決権保有届出書の提出者、商先法第96条の33第1項に規定する商品取引所持株会社の主要株主、同条第2項に規定する商品取引所持株会社の保有基準割合以上100分の50以下の数の対象議決権を保有する金融商品取引所、商先法第96条の43に規定する株式会社商品取引所を子会社とする金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社並びに商品取引所持株会社を子会社とする金融商品取引所、商先法第241条第1項に規定する商品先物取引協会及び商先法第244条第2項に規定する協会員、商先法第270条に規定する委託者保護基金(その会員を含む)、商先法第331条第2号に規定する第一種特定施設開設者、同条第3号に規定する第二種特定施設開設者並びに商先法第349条第1項に規定する特定店頭商品デリバティブ取引業者並びに商品ファンド法第2条第4項に規定する商品投資顧問業者及び商品ファンド法第35条に規定する商品投資販売業者をいう。

第3 検査の方法

1 商品先物検査基本方針及び検査基本計画の策定及び公表

大臣官房検査・監察部長（以下「検査・監察部長」という。）は、毎年度当初、当該年度における検査に関する商品先物検査基本方針及び検査基本計画（以下「検査基本方針等」という。）を経済産業省の検査部局と協議して定め、公表するものとする。また、検査基本方針等の作成に当たっては、商先法及び商品ファンド法に係る指導監督部局（以下「指導監督部局」という。）の情報を得て取りまとめるものとする。

2 四半期検査計画の策定

(1) 検査・監察部長は、毎四半期当初、検査基本方針等に基づき、次に掲げる事項を内容とする検査計画を経済産業省の検査部局と協議して定めるものとする。また、四半期検査計画の作成に当たっては、指導監督部局から商品先物取引業者等の情報を得て行うものとする。

なお、四半期検査計画の様式は、別記様式1による。

ア 当該四半期において検査を実施すべき商品先物取引業者等（以下「検査対象業者」という。）の名称

イ 検査対象業者に係る検査の実施時期

ウ 検査対象業者に係る検査に従事すべき検査員の実施体制

エ 検査対象業者に係る検査の種類

(2) (1)のエの検査の種類とは、次に掲げる検査の別をいうものとする。

ア 一般検査 検査対象業者における業務運営等について、苦情相談を含めた各種情報、前回検査の結果、検査周期等を勘案した上で行う検査をい

う。

イ 特別検査 検査対象業者における業務運営等について、苦情相談を含めた各種情報等を勘案した上で特段の必要がある場合には機動的に行う検査をいう。

3 検査の実効性の確保

検査の確認事項、手順及び手法についてはこの要項によるほか、検査・監察部長が別途定めるものとする。

4 検査の実施

(1) 計画的検査の実施

検査は、2の四半期検査計画に基づいて行う。ただし、行政上の要請により、緊急に検査の必要が生じた場合は、この限りでない。

(2) 全体主任の選定

検査の実施に当たっては、全体主任（農林水産省協同組合等検査基本要綱第6の3の（3）のイに規定する検査責任者に相当する者をいう。以下同じ。）を選定し、他の検査員を指揮するものとする。

(3) 全体主任の職務

ア 全体主任は、検査命令に従い、かつ、指導監督部局から被検査業者に関する情報を入手し、また、同行する検査員の意見を聴いて、立入検査実施計画書を策定するものとする。

イ 立入検査実施計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を記載するものとする。

(ア) 検査日程及び検査の分担

各検査員ごとの日程及び業務の分担を決定する。

(イ) 検査基準日

(ウ) 検査の範囲（検査対象期間）

(エ) 検査の種類

第3の2の（1）のエの検査の種類を記載する。

(オ) 検査実施機関

当該検査の実施機関を記載する。なお、第7の合同検査の場合には、当該合同検査の主体となる検査実施機関（以下「主体局」という。）及び他の検査実施機関を記載する。

ウ 効率的かつ効果的な検査の実施を図るため、全体主任は、立入検査実施計画書及び検査を重点的に実施するための確認項目を同行する検査官に周知するものとする。

(4) 検査基準日

検査基準日は、検査に着手した日の前業務日とする。ただし、財務に係る事項については、検査に着手した日の直近の月次報告書が作成された日とすることができる。

(5) 検査の範囲

検査の対象期間は、原則として検査基準日の6月前の日の翌日から検査基準日までの全部又は一部の期間とする。

(6) 検査通告書の交付及び身分証明書の提示

検査員は、検査に際して、検査対象業者の役員その他の責任者に対して当該検査に係る検査通告書（検査対象業者が商品先物取引業者であり、商品取引所の会員等である場合にあっては別記様式2、商品先物取引業者であり、商品取引所の会員等でない場合にあっては別記様式3、委託者保護基金である場合にあっては別記様式4、商先法に係るその他の検査対象業者である場合にあっては別記様式5、商品ファンド法に係る検査対象業者である場合にあっては別記様式6）を交付するとともに、当該検査に係る検査員であることを証するものとして主務大臣が発する命令で定める身分証明書を提示しなければならない。ただし、緊急に検査の必要が生じた場合には、検査員であることを証する身分証明書の提示で足りるものとする。

(7) 経営管理上の問題点の把握

全体主任は、検査期間中、役員その他の責任者から検査対象業者の業務運営上の実情及び課題について聴取し、検査対象業者の業務運営及び経営全般に係る問題点の所在について、把握に努めるものとする。

(8) 検査結果取りまとめ表の作成

第3の5意見の聴取等で取り交わした書面及び文書（別記様式7～10）を「検査結果取りまとめ表」として集約し、さらに、法令違反事項等整理票（別記様式11）及び指摘事項以外の留意事項整理票（別記様式12）を検査報告書に添付する。

5 意見の聴取等

全体主任は、検査によって明らかとなった事項については、検査対象業者の役員その他の責任者に対して説明を行い、当該役員その他の責任者から書面等により意見を聴取し、法令等違反に該当すると認められる事実については、検査対象業者の役員その他の責任者に確認させ、文書を徴するものとする。

なお、意見聴取等の様式は、別記様式7から10までによる。

6 検査結果の概要取りまとめ及び講評

(1) 検査員は、検査講評に先立って、その分担した事項についての検査結果を取りまとめ、全体主任に提出する。

- (2) 全体主任は、検査講評を行うに当たっては、必要に応じ、農林水産大臣に係る検査にあつては、担当の上席検査官の立会を得るものとする。

第4 検査の事後処理

1 検査結果の報告

- (1) 全体主任は、検査終了後、速やかに検査報告書を提出する。
- (2) 検査員は、検査報告書を提出するに当たっては、あらかじめ、当該検査に従事しなかった検査員の意見を聴いた上で、審査官の審査を受けなければならない。

2 検査書交付の方法

検査書の内容において検査対象業者の運営上重大な事項があると認められる場合又は検査指摘に対する改善意欲が乏しい等問題のある商品先物取引業者等に対しては、社長又は常勤取締役の出頭を求め、行政担当課長及びその検査を行った検査責任者の立会いの上で、検査書の交付権者（検査・監察部長）から手交するものとする。

第5 指導監督部局との連携

検査に当たっては、商品先物取引業者等の監督の基本的な指針、検査対象者の実態等を把握し、検査に反映させるように努めるとともに、検査結果が指導監督業務に反映されるように努める。

このため、指導監督部局とは、次に掲げる連携を図るものとする。

- 1 通常から指導監督部局のオフサイト・モニタリングを通じた問題点等の情報収集に努めるものとする。
- 2 検査終了後、審査官は、指導監督部局に対する検査結果の報告会を開催するものとする。

第6 指導監督部局以外の行政部局への通知

検査で明らかとなった事項のうち、指導監督部局以外の行政部局に通知することがより効率的に是正若しくは改善が図られると判断されるものがある場合は、当該事項を当該行政部局にも通知するものとする。

第7 合同検査の実施

1 合同検査実施上の留意事項

検査実施に当たって、他の検査実施機関と合同して検査する場合には、次の合同検査を行うものとする。

この場合において、検査員は、検査官会議申し合わせ事項等を遵守するとともに連携を密にして検査の実施に遺憾のないようにしなければならない。

- (1) 農林水産大臣と経済産業大臣が合同で行う検査
- (2) 農林水産大臣と地方経済産業局長が合同で行う検査
- (3) 農林水産大臣と金融庁長官（金融庁長官に委任された権限にあつては財務局長又は財務支局長を含む。）が合同で行う検査

2 合同検査の主体局等

- (1) 合同検査の実施に当たっては、検査実施計画に当該合同検査の主体局を定めるものとする。
- (2) 主体局は、当該合同検査に係る他の検査実施機関との連絡調整に当たるものとする。
- (3) 他省庁が検査の主体局となる場合は、当該他省庁の検査員から全体主任が選定され、農林水産省の検査員から副主任を選定し、農林水産省の検査員を代表して全体主任を補佐し、他省庁との連絡調整を行うとともに、農林水産省における全体主任に準じて職務を行うものとする。
- (4) 経済産業省（地方経済産業局を含む。）又は金融庁（財務局又は財務支局を含む。）との合同検査に係る実施手順等は検査・監察部長が別途定めるものとする。

第8 その他

1 商品取引所職員の検査協力

全体主任は、検査に当たり必要がある場合には、農林水産大臣に係る検査にあつては担当の上席検査官の承認を得た後、関係商品取引所の常勤役員と協議の上、当該商品取引所の職員の立会又は検査に関する資料の収集・整理等の補助的な協力を求めることができる。

2 商品取引所等の役職員の講評立会

全体主任は、検査後における検査対象業者の業務運営の改善に当たり関係商品取引所、日本商品先物取引協会、日本商品委託者保護基金又は株式会社日本商品清算機構（以下「商品取引所等」という。）の指導が特に必要であると認める場合には、検査講評に当該商品取引所等の役職員の立会を求めるものとする。